

平成27年3月20日

社会福祉法人田村福祉会行動計画

法人の職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。(次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画)

1. 計画期間 平成23年8月1日～平成28年3月31日までの5年間
(計画期間の1年延長)

2. 内 容

目標1：平成28年度までに、年次有給休暇の取得日数を、一人あたり平均5日以上とする。

(対策)

- 平成23年 8月～ 職員へのアンケート調査、実態調査
平成24年 1月～ 事業所への通知による取得促進事業の実施
リフレッシュ休暇との併用で取得促進のための取組開始
平成25年 1月～ 1年間の取得状況の取りまとめなどによる継続的な取得促進への
取り組みの周知徹底

目標2：平成28年3月までに、子どものための看護休暇の取得範囲を拡大する(子の対象年齢の拡大)。

(対策)

- 平成23年 8月～ 職員の具体的なニーズ調査、検討開始
平成27年12月～ 規程改正案を理事会に諮る
平成28年 1月～ 制度の導入、事業所内での説明会による職員への周知徹底
社内外への公表による周知活動